

～謹賀新年～

旧年中は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も変わらぬご交誼を賜りますようお願いいたします。

皆様のご健勝と貴社の益々のご発展を心よりお祈り致します。

風営法政令改正の施行に伴った4号営業の届出の期限は、1月31日です。

必要書類に不備があると、受理されませんので、早めの対応が必要です。

役員一同、業界の発展に寄与する活動に力を注ぎますので、

本年もどうぞ宜しく願い申し上げます。



この会報は、当協会の関東本部正会員に発信しております。ご不要の方は、aoki@teidan.co.jp か、FAX

03-3518-2867 までご連絡ください。(事務委託先 青木由香さん)